事務所コラム

〒133-0052 東京都江戸川区東小岩 6-21-3

2020年11月16日(月)

東京RS税理士法人

TEL 03-5612-1821 FAX 03-5612-1822

Email reiko@ebihara-tax.jp

1 か月単位の変形労働時間制の 時間外労働算定

労働時間における変形労働時間制は、厚 労省の調査によると平成31年では過半数 以上の企業が採用しています。しかし正し い運用が難しいだけでなく、特に時間外労 働の計算方法が複雑でそのため誤った運用 になっている例もあります。

1か月単位の変形労働時間制時間外の扱い

1 か月単位の変形労働時間制は労使協定 又は就業規則に規定して運用ができます。 労使協定を労基署に届け出る必要はありま せん。1 か月以内の一定の期間を平均し1週 間当たりの所定労働時間が 40 時間 (10 名 未満の商業・サービス業は 44 時間)を超え ない定めをしたときは、特定された週や日 において法定労働時間を超えて労働させる ことができる制度です。

一般的な労働時間は1週40時間、1日8時間を超える実労働時間が時間外労働となりますが、変形労働時間制ではそれを超えてもあらかじめ特定された所定労働時間内であれば時間外労働にはならず残業代は発生しません。この場合は所定労働時間が法定労働時間を超えて設定されている週又は日は法定労働時間を超えた部分が時間外労働となります。

これは週単位、日単位の労働時間の把握

が必要です。1か月間の対象期間の法定労働時間の総枠(40時間×月の暦日数÷7で計算)だけでは判断できません。つまり時間外労働の計算は①日々について→②週について→③変形期間の順にその合計時間数が時間外労働の時間数となります。

簡易な判断方法

各月の日、週、変形期間の順に時間外労 働をチェックするのはなかなか大変です。 もう少し簡単に判断する方法はないでしょ うか。一つの方法として所定労働時間超の 労働時間をすべて時間外労働とみなすこと で1回のチェックで済みます。この場合、 各月の暦日数に応じて月間所定労働時間の 総枠を設定、月間所定労働時間の総枠を超 える時間数をすべて割増の対象とする。月 間所定労働時間はできるだけ法定労働時間 に近づける(法内か法外かの判断の手間は 省けるが割増無し部分 1.0 の賃金も割増有 り 1.25 増で払うこととなるため差の時間 数を減らしておく)。また、1日の所定労働 時間はあまり何種類も作らず、働く人も毎 日働く時間がある程度固定化されている方 が働きやすいと言えるでしょう。

